

介護助成金ニュースレター

佐伯社会保険労務士事務所

URL: <http://sr-kaigo.com>

社会保険労務士 佐伯 秀樹

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-25 ももの木三宮ビル 5 階

電話 078-779-3741 FAX 078-779-8877

携帯 090-4036-3286 mail:saeki@saeki-sr.com

今年度限定の奨励金！「若者チャレンジ奨励金」のポイント

◆厚生労働省が始めた 3 つの事業

厚生労働省は、今年度から、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、次の 3 つの事業を新たにスタートさせました。

- (1) 「若者チャレンジ奨励金」
- (2) 「若者応援企業宣言事業」
- (3) 「キャリアアップ助成金」

ここでは、多くの企業が活用できる可能性のある「若者チャレンジ奨励金」についてご紹介します。

◆奨励金の概要

この「若者チャレンジ奨励金」は、事業主が、35 歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施した場合に、「訓練奨励金」として受講者 1 人 1 月当たり 15 万円〔最大 2 年間〕が支給されます。

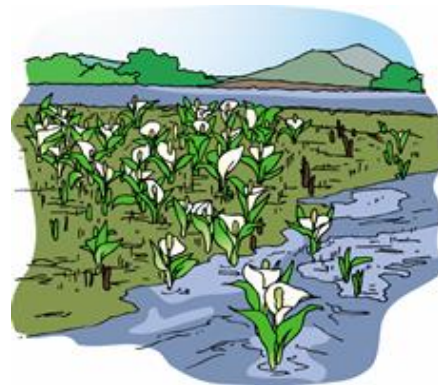
さらに、上記の訓練終了後に、訓練受講者を正社員として雇用した場合には、「正社員雇用奨励金」として 1 年経過時に 1 人当たり 50 万円、2 年経過時に 1 人当たり 50 万円〔合計 100 万円〕が支給されます。

◆要件の確認が必要

この奨励金の要件である「35 歳未満の若者」「若者チャレンジ訓練」の詳細については、厚生労働省のホームページでご確認ください、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/challenge/

なお、ここでいう「座学（OFF-JT）」については、自



社の従業員が講師を務めても良いこととされている点は、費用の面から見ても大きなメリットと言えます。

◆早めに手続きを行うことが重要

この奨励金は「平成 25 年度末（平成 26 年 3 月末）」までの時限措置となっています。また、政府の予算の範囲内で支給されるものですので、予算額に達した場合には申請の受付が終了してしまいます。

申請を検討されている場合は、早めに手続きを行うことが重要です。



佐伯社会保険労務士事務所

いつもありがとうございます。

事務所から

今月から助成金の情報をタイムリーにおおくりします。少し時間が過ぎてしまいましたが、まだまだ受給の可能性ががあります。挑戦してみてください。

佐伯 秀樹